

様式第1号（第5条関係）

本人確認について

申請書提出の際は、法人は登記簿の提示、個人は運転免許書等の確認が必要です。押印があった場合は省略できます。

# 一般廃棄物手数料後納許可申請書

令和〇年〇月〇日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高橋 昌造 様

住所・所在 岩手県紫波郡矢巾町〇番〇号

名称・氏名 〇〇株式会社

代表取締役 清掃 太郎

印

申請者 担当者氏名 清掃 次郎

電話番号 019-000-0000

e-mail 〇〇〇〇@〇〇.jp

一般廃棄物の処分に係る手数料を後納の方法により納付したいので、盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一廃許可事業者 <input type="checkbox"/> 一般事業者 <input type="checkbox"/> 官公庁						
後納の方法により納付したい理由	経理上の都合のため等						
添付書類	<table><tr><td>一廃許可事業者</td><td>・一般廃棄物処理業許可証の写し ・国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（直近の全税目）</td></tr><tr><td>一般事業者</td><td>・商業・法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書。法人に限る。） ・住民票の写し（世帯全員、続柄、本籍記載のもの。個人事業主に限る。） ・国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（直近の全税目）</td></tr><tr><td>官公庁</td><td>・資金前渡を受けることができないことが確認できる規則等の写し</td></tr></table>	一廃許可事業者	・一般廃棄物処理業許可証の写し ・国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（直近の全税目）	一般事業者	・商業・法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書。法人に限る。） ・住民票の写し（世帯全員、続柄、本籍記載のもの。個人事業主に限る。） ・国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（直近の全税目）	官公庁	・資金前渡を受けることができないことが確認できる規則等の写し
一廃許可事業者	・一般廃棄物処理業許可証の写し ・国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（直近の全税目）						
一般事業者	・商業・法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書。法人に限る。） ・住民票の写し（世帯全員、続柄、本籍記載のもの。個人事業主に限る。） ・国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（直近の全税目）						
官公庁	・資金前渡を受けることができないことが確認できる規則等の写し						

注 枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。

以下記入しない

令和 年 月 日

申請者 様

上記の申請について許可します。

許可期間

許可の日から

年 月 日まで

次の理由により許可しません。（理由：）

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高橋 昌造